

## 平成 26 年度南極地域活動計画確認検委員会 議事の記録

開催日時：平成 26 年 9 月 26 日 13 時 30 分～14 時 30 分

場所：環境省第 2 会議室（中央合同庁舎 5 号館 19 階）

出席者：委員

齋藤孝基 東京大学名誉教授  
鹿野久男 元（財）国立公園協会研究員  
増澤武弘 静岡大学理学部特任教授  
山内恭 国立極地研究所副所長  
吉田栄夫 （財）極地研究振興会理事長

オブザーバー

小吹直美 文部科学省研究開発局海洋地球課極域研究振興係  
勝田豊 国立極地研究所南極観測センター設営グループ設営業務担当マネジャー  
石崎教夫 国立極地研究所南極観測センター企画グループ事業支援・環境保護チーム

環境省（事務局）

鳥居敏男 自然環境局自然環境計画課長（議長）  
寺村智 自然環境局自然環境計画課 課長補佐  
平野淳 自然環境局自然環境計画課 主査

環境省より確認検討委員会開始の挨拶。

各委員の挨拶。

環境省自然環境局自然環境計画課 鳥居課長（議長）挨拶。

### 議題 1 南極環境保護法の改正について

資料 1 南極環境保護法における放射性物質の取り扱いについて 環境省が説明

事務局 南極条約環境保護議定書における放射性物質廃棄の禁止規定については、これまで原子炉等規制法及び放射線障害防止法により国内担保してきたが、原発事故による政策見直しにより、南極環境保護法においても適応除外規定が削除され、放射性物質の廃棄の有無についても、確認申請の対象とすることとなった。この法令は本年 6 月 1 日に施行されたところ。第 56 次隊では放射性物質の保管・廃棄については申請されていない。

吉田委員 参考情報ではあるが、第 15 次隊では放射性物質を南極に持ち込んでいた。

### 議題 2 第 56 次南極地域観測隊活動計画確認申請書について

資料 2 制限行為に関連する活動計画について事務局が説明

事務局 活動計画総数は 92 計画。制限行為に係る活動計画総数は 44 計画。

外国共同研究という言葉が付いているが、これは韓国隊とスペイン隊と同行して調査に

あたるためである。主宰する国の確認を取れば同行国へは届出でよいと議定書では整理されているが、今回は全ての国で確認申請することとしたとのこと。もちろん、許可申請内容については重複しないようにしている。

増澤委員 研究者にとってはそれぞれの国に許可申請をした方がよいと思う。

議長 第56次南極地域観測隊の活動計画について「確認をすべきでない」旨の意見はなかったので、計画の細部についてチェックを行った上で特段の問題がなければ計画どおり確認を行うという方向で審査を進めたい。

資料3 建設工事等に関連する活動計画について を事務局が説明

鹿野委員 新汚染水処理の排水管については、今回既存の場所に設置するのか。それともこれまでとは異なる場所なのか。異なる場所であれば、排出場所の水質のモニタリングが必要ではないか。

極地研 今回設置するのはこれまでとは別の場所である。現在の排水箇所近辺では海水をサンプリングしているが、基準値から外れた数値は検出されていない。排水の中身そのものは変わるわけではないので、問題は生じないものと考えている。むしろ、夏隊の宿舎の排水が今後の課題。

事務局 今後環境省のモニタリングでも水質調査のポイントとすることとなると思う。

増澤委員 コンテナヤードについてはコンクリートを打設しないという方針か。

極地研 大量のコンクリートを現地で製造することや日本から持ち込むことが難しいため、木製マットを使用することとしている。

議題3 環境省職員による現地調査計画について

資料4 環境省職員による現地調査概要 を事務局が説明

事務局 モニタリングのため前回と同じ場所で同内容の調査を実施することとしている。加えて、今回からは、南極環境保護法の改正の趣旨を踏まえ、放射線の線量計を用いた放射性物質の調査を実施する。

鳥居議長から閉会の挨拶

以上